

(仮称) 見附市子ども・子育て条例 条文の説明

			説明
第1章 総則	第1条	目的	<p>条例の目的について定めます。 ここでは、子どもと子育て家庭の支援及び地域社会全体で子どもと子育てを応援することに関し、 (1) 基本理念を定める[第3条] (2) 役割を明らかにする(市、子どもたち、保護者、市民、学校等、事業者の役割) [第4条～第8条] (3) 子ども・子育て施策の基本となる事項を定める[第9条～第14条] これにより、「みんなで子育て 親と子ども笑顔があふれるまちの実現に寄与すること」(見附市子ども・子育て支援事業計画の基本理念より抜粋)を条例の目的としています。</p>
	第2条	定義	<p>条例で使われる用語のうち、特に言葉の解釈を統一する必要がある用語について定めます。 (1) 子ども 民法上の成人(大人)年齢である18歳といった一定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、心身の発達の過程にある者について「子ども」と定めます。(こども基本法と同趣旨) なお、個別の施策の実施に当たっては、施策ごとに対象となる年齢等の範囲を定めます。 <u>◆こども基本法第2条(抜粋)</u> この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。 2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。(1) (略) こどもの健やかな成長に対する支援 <u>◆児童福祉法</u> 第3項関係 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の定義と同じです。 (2) 保護者 子どもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡などにより親権者がいない場合の未成年後見人のほか、子どもを実際に育てている里親や児童養護施設の長などが含まれます。また、共働き世帯、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在することにも留意し、状況によっては祖父母や親戚の者などを含みます。 (3) 市民 市内に住所を有する人、市内に住む人、市内で働く人、市内の学校等に通う人をいいます。 (4) 学校等 学校教育法に規定する各種の施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校)、<u>保育園、認定こども園、その他児童福祉施設</u>就学前の子どもに関する教育(幼保連携型認定こども園など)のほか、市内にある子どもが育ち、学ぶための施設(放課後児童クラブなど)を含みます。 (5) 事業者 市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行うすべての人や団体をいいます。</p>

赤字は検討委員会前に実施の庁内ワーキングでの意見をもって青字に修正したもの。

(仮称) 見附市子ども・子育て条例 条文の説明

			説明
第3条	基本理念	<p>子どもと子育て家庭を支援し、応援することについて、市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念を定めます。</p> <p>(1) (2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨を踏まえ、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」に対応する規定を設けます。</p> <p>◆こども基本法第3条</p> <p>①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。</p> <p>②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。</p> <p>③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。</p> <p>④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。</p> <p>⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。</p> <p>⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。</p> <p>(1) 子どもの人権 子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、平成元年に国際連合で採択され、日本においては平成6年に批准しています。 子どもが性別、国籍、障がいなどによって差別、虐待などの人権侵害を受けることがないよう、子どもの人権の尊重について定めます。</p> <p>(2) 子どもの最善の利益 「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利条約第3条に規定されており、子どもに影響を与える決定をするときは、子どもの年齢やその成長にじ、子どもの思いや意見を受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを一番に考え、判断することが重要です。</p> <p>(3) 子育て環境(3)市民 出産を希望する市民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに対する経済的負担や不安、孤立感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びをもって向き合える環境を整えることが必要です。</p> <p>(4) 地域全体での連携・協働(4) 連携・協働 子どもを地域全体で育むためには、子どもに関するすべての関係者が、それぞれの役割を自覚し、主体的に取り組むとともに、お互いに協力・連携することが重要です。</p>	
第2章 地域社会等の役割	第4条 市の役割	<p>条例で定める施策を推進していく上で、行政として市が果たすべき役割を定めます。</p> <p>(1) 市は、子どもと保護者に対する支援が重要かつ喫緊の課題であるとの深い認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く環境を調査・分析し、総合的かつきめ細かな施策を実施することが必要です。</p> <p>(2) 市が単独でできることは限られているため、社会全体での連携及び協働が必要となることから、第5条から第8条に規定する各主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことが重要です。</p>	

(仮称) 見附市子ども・子育て条例 条文の説明

		説明
第5条	保護者の役割	<p>保護者は子育てについての第一義的責任を有しています。家庭や保護者の在り方は、心身の成長や子どもの育ちに大きな影響を与えるとともに、子どもにとって家庭は心身ともに健やかに成長するための基盤となることです。</p> <p>(1) 子どもは家庭において、保護者の愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。このため、保護者の役割として、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地よい居場所となるよう努めることを定めます。</p> <p>(2) 家庭において社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけさせることも重要な役割であり、子どもの年齢や成長に応じた子育ての必要性を定めます。</p>
第6条	学校等関係者の役割	<p>(1) 学校等は、子どもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所であり、子どもの育ちや学びにとって重要な役割を担っていること、及び、将来の進路や職業選択の礎となる学力を培う重要な場です。</p> <p>子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くためには、子ども一人ひとりが、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる確かな学力と、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの豊かな心、さらには、たくましく生きるための健やかな体などがバランスよく調和した「生きる力」を身に付ける必要があります。</p> <p>このため、学校等は子どもが社会の一員として主体的に生きていくために、集団生活及びその他の活動を通じて生きる力を身に付けることができるよう努めることが求められています。</p> <p>(2) 学校等が子どもと地域とのつながりの拠点となるよう、地域に開かれた体制をつくることなどについて定めます。</p>
第7条	地域住民等の役割	<p>(1) 子どもは地域において、子ども同士の交流や大人との多様な関わりを通じて成長していきます。</p> <p>地域における子どもとの関わりがより一層求められています。市民は、地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識し、地域の子どもたちができる限りの関心を持つことが求められます。</p> <p>また、地域の中で声かけや見守りなどを行いながら、子どもが安心して気軽に交流できる場や学びの機会を提供することなどにより、健やかに育つことができるよう環境づくりに努める必要があることを定めます。</p> <p>(2) 地域の一員として、市や地域が行う子どもの健やかな成長を支援するための取組へ協力し、子どもや子育て家庭を応援するよう努めることを定めます。</p>
第8条	事業者の役割	<p>(1) 子どもの健やかな育ちには保護者との関わりがとても大切であるため、その役割を果たすことができるよう、育児支援制度の充実や労働時間短縮の促進など、仕事と子育てを両立できるような就業環境を整備することが大切です。</p> <p>市が子育て世代を対象に実施したアンケート調査では、女性の家事・育児に対する負担感が高い（令和元年度に実施した調査では、お子さんの子育てに日常的に関わっている方はどなたかという質問に対して90.6%が母親と回答）一方で、男性の育児休業取得数が低い水準にある（令和元年度に実施した調査では、男性の育児休業取得数は全体の1.9%）など、子育て家庭における男女意識の差が、子育てに対する負担感を高めている恐れがあります。</p> <p>このため、事業者は、職場で働く保護者が安心して子どもを生き育てることができるよう、子育てに関する理解を深め、仕事と子育ての両立可能な働きやすい就労環境の整備を図るよう努めることを定めます。</p> <p>(2) 地域の一員として、市や地域が行う子どもの健やかな成長を支援するための取組へ協力し、子どもや子育て家庭を応援するよう努めることを定めます。</p>

(仮称) 見附市子ども・子育て条例 条文の説明

		説明
第3章 子どもが育つ体制づくり	第9条 子どもの成長への支援	<p>子どもが健やかに育つための支援を行うため、市だけではなく、様々な支援策をそれぞれの主体と連携・協働し、次の各号に掲げる施策の実施に努めることが重要です。</p> <p>(1) 子どもは、学校等による活動や友人との遊び、また、様々な活動への参加、様々な世代の人々との関わりなど、多様な体験を通じて、より多くのことを学んで大人になっていくことから、その機会を提供します。</p> <p>(2) 子どもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、交通事故や犯罪、災害などから子どもを守るため環境を整備し、関係機関などと連携した啓発、訓練、交通安全指導などを行います。</p> <p>(3) 子どもが安全で安心して遊び、学び、活動する場としての居場所や施設などの整備を行います。</p>
	第10条 子育て家庭への支援	<p>(1) 保護者の子育てをまち全体で支援することを定めます。子どもが健やかに成長するためには、家庭の果たす役割は非常に大きなものがあります。しかし、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、家事・育児に対する親の負担感の増大など、子育てを取り巻く環境は厳しさを増しています。保護者が妊娠期から継続的に相談できる場所があり、安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援し、大事にし、応援していくことが求められます。</p> <p>(2) 経済的に困窮している家庭、あるいは障がい児、不登校やひきこもりなど、行政として子育てに関して困難を抱える保護者や家庭を把握するとともに、状況に応じた支援を行うことを定めます。</p> <p>(3) 事業所や子育て家庭に対して、家庭生活との調和のとれた働き方（ワークライフバランス）などの啓発、男性の家事・育児への参画促進、保育事業、放課後児童クラブ活動の実施、子育て支援事業の拡充など、個々の状況に応じた支援を行います。</p>
	第11条 支援を必要とする子どもへの支援	<p>(1) 支援を必要としている子どもとは、障がいのある子ども、虐待を受けた子ども、経済的に困難な家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的養護が必要な子ども、いじめ、不登校など、悩みや問題を抱えた子どもなどをいいます。支援を行う場合には、子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意思をできる限り尊重します。</p> <p>(2) 虐待、いじめ、差別などは、最も深刻な子どもの人権侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。このため、市は、学校などや関係機関などと連携を深め、虐待やいじめなどの人権侵害の防止や早期発見に取り組みます。</p>
	第12条 相談体制	<p>核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、子育て家庭が孤立するなど、子育てに関する悩みを相談する相手がいないなどの課題に対し、対応していく必要があります。</p> <p>また、虐待、いじめ、体罰などの相談窓口を広く周知することが重要です。</p> <p>市は、子どもや保護者が、安心して利用できる開かれた相談窓口の充実を目指します。</p>

(仮称) 見附市子ども・子育て条例 条文の説明

		説明	
	第13条	子どもの社会参加	子どもの意思表明を通じた社会参加は、子どもが自分の存在を大切だと思えるような自己肯定感を育み、高めていくとともに、社会の一員としての役割を果たしていくうえで重要な意味を持ち、その推進は、子どもが地域への愛情を育み、次代を担う大人へと成長していくうえでも必要なことです。また、大人との関わりは、子どもが社会で生きていくために、コミュニケーション能力を身につけていく過程で必要不可欠なものです。さらに、子どもにとってより良い決定を行い、子どもの最善の利益を確保していくためにも欠かせないものです。このため、市は、子どもの社会参加に向けて子どもが意思表明する機会を設けることをはじめ、施策への意見反映につながるような仕組みづくりに努めます。
	第14条	切れ目のない支援	結婚、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期など、それぞれの時期や進学などのライフステージの変化に応じた問題や悩みがあり、それらが子どもの夢や希望の実現を妨げたり、保護者が子どもを産み育てることに喜びを感じられない要因となる恐れがあります。市は、それぞれの問題や悩みに対応するため、相談支援、情報提供、保健指導、経済的支援など、それぞれのステージに応じた切れ目のない総合的で継続的な支援を行います。また、市民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、希望する時期に、結婚、妊娠、出産、子育てが出来るような取組みが必要です。
第4章 子どもが育つ施策の推進	第15条	子どもが育つ施策に関する計画の策定と評価	(子ども・子育て支援事業計画の策定) (1) 市は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供等を定めた子ども・子育て支援事業計画を策定することを定めます。 (2) 市では、子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て支援事業計画に意見を述べるほか、子育てに関する施策の推進について調査、審議などを行う機関として、「子ども・子育て地域協議会」を設置しています。条例に定める理念をもとに、子どもと子育て施策の実施に必要な事項、およびその実施状況について調査審議を行います。 (実施状況の評価) 子ども・子育て支援事業計画の実効性を高めるため、毎年度、施策の実施状況を協議会審議会に報告し、評価を受け、必要に応じ改善する手続きについて定めます。たものです。
	第16条	推進体制の整備	子ども・子育て支援事業計画に定める各施策や事業などを総合的に推進、あるいは調整を図るため、推進体制の整備について定めます。
	第17条	財政上の措置	子ども・子育て施策を実施するために必要な財政上の措置を、その支援が着実に行われるよう実施していくことを定めています。
	第18条	広報及び啓発	本条例の推進にあたっては、地域社会全体で子どもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、理解や関心を深める中で、協働して取り組むことが重要です。このため、市は、広報紙やホームページのほか、条例の目的や内容を分かりやすく記載したリーフレットの作成、配布など、様々な媒体を活用した広報、啓発活動を行います。